

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

代執行費用の強制徴収手続①

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント!

代執行費用の納付を命じたにもかかわらず、これが納付されなかった場合の強制徴収手続について今回から数回にわたり解説します。なお、督促前の徴収手続については、本誌連載第41回～第43回で解説しています。

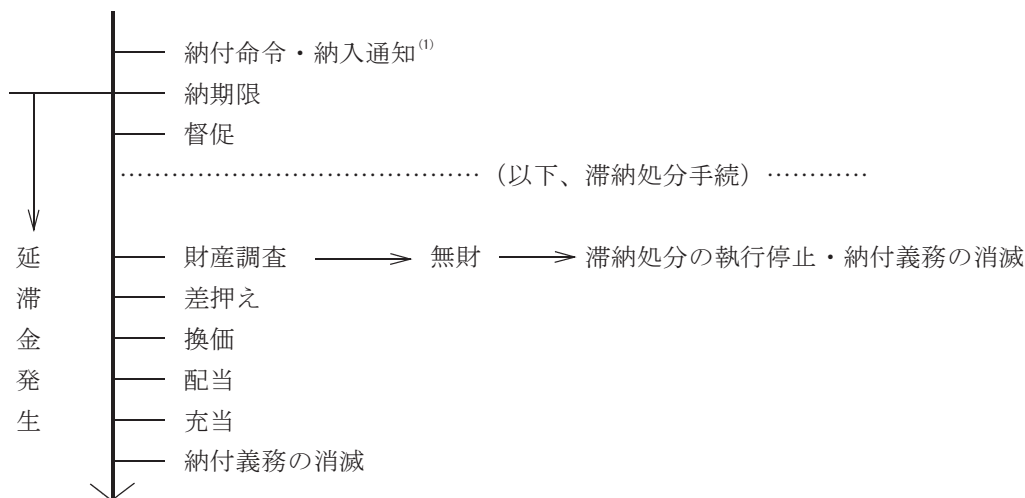
① 代執行費用の徴収プロセス

(1) 強制徴収が可能な代執行費用の徴収

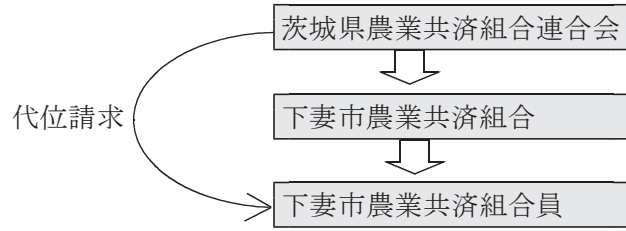
自治体の収入となる行政代執行法第5条に定める費用（以下「代執行費用」という。）の納付命令・納入通知から徴収までのプロセスは図表1のようになります。納期限までに納付がなされない場合には、督促を行い、強制徴収手続（＝滞納処分手続）に移行することとなります。

代執行債権については、滞納処分ではなく民事執行手続により徴収できるのかという問題があります。特に不動産に対する滞納処分は、複雑とされる不動産の公売手続を自治体

図表1 代執行費用徴収プロセス



の職員自らが実施しなければなりません。代執行費用の徴収においても裁判所による民事執行手続に委ねることができれば、自治体職員負担も軽減することができます。



この点について、農業共済等請求事件において最高裁が示した判決を確認しておきましょう。同事件は、下妻市農業共済組合がその組合員に対して有する昭和29年度から昭和35年度にわたる共済掛金等の債権につき、右組合を会員とする茨城県農業共済組合連合会が、右組合に代位して支払いを求めた事件です。

※農業災害補償法に定める強制徴収のシステム
 ①農業共済組合は、組合員に共済掛金等の滞納があつた場合には、督促状をもって期限を指定して、督促する（農業災害補償法第87条の2第1項）。

②当該指定期限までに納付されない場合には、

市町村にその徴収を請求できる（第2項）。

③市町村は当該請求を受けたときは、地方税の滞納処分により強制徴収を行うことができる（第3項）。

④市町村が当該請求を受けた日から30日以内に処分着手せず、又は90日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府県知事の認可を経て自ら地方税の滞納処分の例により強制徴収することができる（第4項）。

【参考裁判例】最大判昭和41・2・23民集20巻2号320頁

「農業災害補償法87条の2によれば、農業共済組合は、農作物共済もしくは蚕繭共済にかかる共済掛金又は賦課金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促することを要し、その督促を受けた者が指定期限までにこれを完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができる、市町村は、右請求に応じて地方税の滞納処分の例によりこれを処分すべく、若し市町村が右請求を受けた日から30日以内にそ

の処分に着手せず、又は90日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府県知事の認可を受けて、自ら地方税の滞納処分の例により処分することができることになつており、右徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされる等、その債権の実現について、特別の便宜が与えられている。また、きよ出金の滞納についても、農業共済基金法46条により、前示農業災害補償法87条の2の規定が準用され、右と同じ取扱いが認められている。かように、農業共済組合が組合員に対して有するこれら債権について、法が一般私法上の債権にみられない特別の取扱いを認めているのは、農業災害に関する共済事業の公共性に鑑み、その事業遂行上必要な財源を確保するためには、農業共済組合が強制加入制のもとにこれに加入する多数の組合員から収納するこれらの金円につき、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制徴収の手段によらしめることが、もっとも適切かつ妥当であるとしたからにほかならない。

論旨は、農業災害補償法87条の2がこれら債権に行政上の強制徴収の手段を認めていることは、これら債権について、一般私法上の債権とひとしく、民法上の強制執行の手段をとることを排除する趣旨でないと主張する。

しかし、農業共済組合が、法律上特にかような独自の強制徴収の手段を与えられながら、この手段によることなく、一般私法上の債権と同様、訴えを提起し、民法上の強制執行の手段によつてこれら債権の実現を図ることは、前示立法の趣旨に反し、公共性の強い農業共済組合の権能行使の適正を欠くものとして、許されないとわなければならない。」(※太字は筆者(以下同))

右のように、最高裁は、地方税の滞納処分
の例により、債務名義を要せず、手続的には
簡易迅速に、実体的には私債権よりも優先的
に徴収する手法(＝特別の取扱)が法定され
ている場合には、それによるべきであり、民
事執行手続によることは許されないという立
場に立っています。

こうした最高裁の考え方を前提にすると、
義務者の財産が散逸するおそれがあるからと
いつて、滞納処分が可能な代執行費用など公
法上の金銭債権については仮差押え等の民事
保全手続を利用することもできないと解され
ます。

なお、代執行費用の強制徴収手続は、地方
税の強制徴収手続とほぼ同様です。不明な点
が生じた場合には、自治体の税徴収の担当部
署からアドバイスを得るとよいでしょう。

(2) 強制徴収ができない費用の徴収

今回解説するのは、行政代執行法第5条に
定める代執行費用の徴収についてです。では、
こうした通常行政代執行とは異なる略式代執
行に要した費用はどうでしょうか。道路法や
河川法のように行政上の強制徴収ができるも
のがありますが、そうでないものもあり、注
意が必要です。例えば、空家等対策の推進に
関する特別措置法(以下「空家法」という。)
第14条第10項に定める略式代執行に要した費
用は、滞納処分ができず、民事執行手続によ
り徴収しなければならぬと解されています。

【空家等対策の推進に関する特別措置法第14条】

10 第3項の規定により必要な措置を命じ
ようとする場合において、過失がなくて
その措置を命ぜられるべき者を確知する
ことができないとき(過失がなく第1
項の助言若しくは指導又は第2項の勧告
が行われるべき者を確知することができ
ないため第3項に定める手続により命令
を行うことができないときを含む)は、
市町村長は、その者の負担において、そ
の措置を自ら行い、又はその命じた者若
しくは委任した者に行わせることができ
る。この場合においては、相当の期限を
定めて、その措置を行うべき旨及びその

期限までにその措置を行わないときは、
市町村長又はその命じた者若しくは委任
した者がその措置を行うべき旨をあらか
じめ公告しなければならない。

こうした債権については、まずは、地方自
治法施行令第171条の定めるところによ
り、督促を行うとともに、督促に定める納付
期限までに納付がない場合には、民事手続に
よりその履行を求めることとなります(同令
第171条の2)。

【地方自治法施行令】

(督促)

第171条 普通地方公共団体の長は、債
権(地方自治法第231条の3第1項に
規定する歳入に係る債権を除く。)につ
いて、履行期限までに履行しない者があ
るときは、期限を指定してこれを督促し
なければならない。

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長
は、債権(地方自治法第231条の3第
3項に規定する分担金等に係る債権(第
171条の5及び第171条の6第1項
において「強制徴収により徴収する債権」
という。)を除く。)について、同法

231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第

171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認めめる場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

り強制徴収できるものもあります（河川法第75条第3項、第9項、第71条、第74条）。

【河川法第75条】

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相対の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4～8 略

9 第3項から第6項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

【河川法】

（負担金の通知及び納入手続等）

第71条 第67条、第68条第2項、第70条第1項、前条第1項及び第75条第9項の規

定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

※河川法第71条の「政令」については現在、制定されていません。

【河川法】

（強制徴収）

第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過し

た日でなければならぬ。

- 3 河川管理者は、第1項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第5項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分例により、滞納処分をすることができる。
- 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。
- 5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14・5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

② 督促

(1) 督促の意義、要件、効果

督促とは、納付命令(代執行法第5条)及び納入通知(自治法第231条)に定める期限までに代執行費用を納付しない場合に、その履行を催告する行為をいいます(自治法第231条の3第1項)。督促の発出時期及び督促の納付期限については、各自治体の税外収入金の督促及び延滞金条例において定められています。例えば、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例では、納期限後20日以内に督促状を発しなればならないとされ、また、督促状に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とするとされています。

【福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の福岡市の歳入(以下「税外収入金」と総称する。)を納期限までに納付しない者がある場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づいて行なう督促及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 税外収入金を納期限までに完納しない者がある場合は、市長は、納期限後20日以内に督促状を発しなればならない。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

督促は、時効更新の効力を有します(自治法第236条第4項)。また、督促は滞納処分の前提要件とされており、民事強制執行手続における債務名義の送達に相当すると解されています。なお、時効更新を目的として複数回にわたり督促を発出したとしても、督促としての効力が認められるのは、初回の督促のみです。2回目以降の督促は、単なる催告としての効果のみ有することになります。この点は注意してください。

【地方自治法】

(金銭債権の消滅時効)

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使用することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭

の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

(2) 督促に対する不服申立て

督促に対する不服申立ての期間については、行政不服審査法第18条ではなく、地方税法第19条の4の規定が適用されるので注意

してください（同条第6項）。ただし、地方税法第19条は、行政不服審査法第18条に定める審査請求期間を伸長するものではなくこれらの期限のうち、いずれか早い期限までしか審査請求することができないと解されています（参考裁判例）。

【地方自治法】

（督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならぬ。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第1項において「分担金等」という。）につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納

付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4の規定を準用する。

7～12 略

【地方税法】

（審査請求期間の特例）

第19条の4 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第

1号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする審査請求は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

- (1) 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して3月を経過した日
- (2) ～ (4) 略

【行政不服審査法】

（審査請求期間）

第18条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2・3 略

【参考裁判例】 京都地判昭和53・8・4行裁例 集29巻8号1497頁

「地方税法は、滞納処分の不服申立期間につき特例（19条の4）を設けているが、その

趣旨は、滞納処分が督促、差押え、換価、配当という一連の手續からなり、第三者の利害にも関係するところから、その各手續の早期安定化を図るため、滞納処分の各手續に関する不服申立期間を特に制限したものである。右不服申立期間の制限と行審法45条の異議申立期間の制限との関係については、およそ行政処分に対する不服申立期間の制限は、行政処分の効力を早期に確定させ、法律関係の不安定を除去することが行政の性質上特に必要とされるためであり、行審法45条も右の趣旨に出たものであること及び前記の地方税法19条の4の趣旨に鑑みれば、右地方税法の規定は、行審法45条所定の異議申立期間を伸長するものと解すべきではなく、従つて、右各所定期限のうちいずれか早い期限までしか不服申立てをすることができないものと解するのが相当である。」

また、督促に対する不服の申立てがあつた場合には、議会に諮問してこれを決定しなければなりません（自治法第231条の3第7項）。裁判所への出訴は、審査請求前置主義がとられています（同条第10項）。

【地方自治法第231条の3】

（督促、滞納処分等）

1～6 略

7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第7項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

10 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

11 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

12 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができ。

ただし、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分

の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは審査請求を経ないで訴訟を提起することができます（行訴法第8条第2項各号）。

【行政事件訴訟法】

（処分取消しの訴えと審査請求との関係）

第8条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができるときにおいても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

（1）審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第1項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

督促は「処分」なので、①当該処分につき不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間、④当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、⑤当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間、⑥法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分取消しの訴えを提起することができる旨の定めがあるときは、その旨（①②③については行審法第82条第1項、④⑤⑥については、行訴法第46条第1項各号を教示しなくてはなりません）。

【行政不服審査法】

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第82条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立

て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2・3 略

【行政事件訴訟法】

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第46条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。

ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

（1）当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

（2）当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

（3）法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分取消しの訴えを提起することができる旨

図表2 督促状の例

様	令和□年□月□日 第□□□□号 □□市長 □□□□④
<h2 style="margin: 0;">督促状</h2> <p style="margin: 5px 0;">あなたに対し、令和□年□月□日に行政代執行法第5条の規定に基づく納付命令を行い、あわせて地方自治法第231条の規定に基づく納入の通知（納入期限：令和□年□月□日）を行いました。いまだ納付がありません。</p> <p style="margin: 5px 0;">よって、地方自治法第231条の3第1項の規定により、令和□年□月□日までに下記のとおり納付するよう督促します。</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">【記】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 督促の対象 令和□年□月□日付け□□市□□第□号で命令した行政代執行に要した費用金□□□□円 2. 指定納付期限 令和□年□月□日 3. 指定納付期限までに同封の納付書により納付してください。 4. 納付場所 □□市指定収納代理金融機関他 5. □□市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第□条の規定により、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて計算された延滞金を徴収します。 6. 指定納付期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。 <p style="margin: 5px 0;">（教示）</p> <p style="margin: 5px 0;">この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月目の日と地方税法第19条の4第1号に規定する期日とのうち、いずれか早い期日までに、□□市長に対し審査請求を行うことができます。</p> <p style="margin: 5px 0;">また、処分の取消しの訴えは、□□市長に対する審査請求に対する審査請求の裁決があったことを知った日から6月以内に提起しなければなりません。この場合は、□□市を被告として（訴訟において□□市を代表する者は□□市長）、提起することとなります。</p> <p style="margin: 5px 0;">なお、訴えの提起は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときには、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">[連絡先] □□市□□課 電話 ××× (×××) ××××</p>	

2・3 略
 きない旨の定めがあるときは、その旨

なお、督促の書式例を示すと図表2のようになります。

注
 (1) 納付命令は、行政代執行法第5条に基づき納付義務を確定するための行政処分である。

これに対し納入通知は、地方自治法第231条に基づき確定した納付義務の履行を求める

もので行政処分ではない。実務上、納付命令と納入通知の納期限は同一日とし、書類は同時に送達に付す。なお、公法上の債権であるからといって、その徴収に当たって、納付義務を確定するための行政処分が当然に必要と

されるわけではない。例えば、使用料（自治法第225条）は公の施設の利用という事実を原因として、また、手数料（自治法第227条）は役務の提供という事実を原因として、それぞれ直ちに発生し、それに基づいて納入通知（自治法第231条、自治法施行令第154条）をする。

(2) なお、最高裁は「本件は、農業共済組合連合会が、その会員たる農業共済組合に代位して、農業共済組合の組合員に対し、右各債権を訴求したものであるが、元来、農業共済組合自体が有しない権能を農業共済組合連合会が代位行使することは許されないと解すべきである」と判示している。

(3) 自由民主党空家対策推進議員連盟『空家等対策特別措置法の解説』（大成出版社、2015）162頁。

(4) 空家法第14条第10項に定める略式代執行に要した費用を徴収するためには、行政代執行法第5条を類推適用し、納付命令を発する必要があるとする説（北村喜宣「略式代執行の費用徴収―空家法を素材にして」鈴木庸夫先生古稀記念『自治体政策法務の理論と課題別実践』（第二法規、2017）293頁以下）がある。しかし、自治法第225条に定める使用料がそうであるように、公法上の債権であるからといって、請求に当たり、当然に納

付命令による納付義務の確定が必要なわけではない。例えば、河川法第75条第3項に基づく略式代執行に要した費用について、これを自治体の収入とする場合には、自治法第231条の定めるところにより納入通知のみにより納付を求めることになる（河川法研究会『改訂版「逐条解説」河川法解説』（大成出版社、2006）433頁参照）。また、道路法第44条の2第1項第1号に基づく道路法独自の代執行や同項第2号に基づく即時執行に要した費用について、これを自治体の収入とする場合にも納入通知のみにより納付を求めることになる（道路法令研究会『改訂5版道路法解説』（大成出版社、2017）602頁参照）。これらの執行に係る費用請求権は、河川法第75条第9項の規定（「…当該措置を命ずべき者の負担とする」）や道路法第44条の2第7項の規定（「…違法放置等物件の占有者等の負担とする」）により、自治体が執行を行ったという事実に基づき当然に発生するものではない。納付命令により発生するものではない（なお、河川法第71条や道路法第62条は、略式代執行に要した費用の納入手続等について必要な事項を政令に委任する旨を定めるが、現在そのような政令の定めはない）。納付命令は既に発生している債権の内容について公定力を付与し、徴収を有利にするものである。納

付命令により確定された費用の額について不服のある国民は、その後の給付訴訟において、当該費用額の不服についての主張は許されなため、行政処分たる納付命令に対する審査請求や取消訴訟を通じて争うほかない。以上のように、空家法第14条第10項に定める略式代執行に要した費用は公法上の債権であるが、必ずしも納付命令がなければ歳入調定とそれに基づく納入通知ができないという立法政策はとられていない。また、納付命令により納付義務を確定するといった手法は、債権内容を早期に確定する不可争力を生ずることから行政庁にとって有利であるが、国民にとっては不利である。空家法は納付命令による徴収手法をあえて選択していないと解すべきであろう。

(5) 自治体の歳入にあつては、河川法第71条及び第74条は適用されず、地方自治法第231条の3の規定が適用される。